

わくわく園だより (コドモン用) 2023年4月28日(金) No.4 文責: 牧野

町長さんの思いの詰まった「わくわく園」～本日退任～

育友会総会(4月18日～25日)ご協力ありがとうございました。

4月18日から25日まで続いた育友会総会が終わり、育友会三役を含めた役員が決まりました。皆さん快く引き受けていただきありがとうございました。

菊池町長から、「こども園ができたとき、保護者会について、学校はPTAというが、新しいこども園は『子ども親も先生もともに育つ』という意味を込めて、『育友会』という名称にした。」というお話を聞きました。菊池町長は、常日頃「町づくりは、人づくり」とおっしゃっていました。そして、訓子府の将来を担う子どもたちのために、全国的な賞をもらう立派な園を建ててくださいました。また、新伊田町長も「子育て支援」を公約に掲げて、保育料の完全無償化について来年4月をめざすとしています。菊池町長が示してくれた幼児教育の道を私たちは継承してまいります。

今さらですが**保育園や幼稚園と認定こども園の違いは？**

「牧野先生は、今年も幼稚園の園長先生ですか？」と聞かれることが多く、「いいえ、こども園です。」と答えると「こども園て、何ですか？」と言われます。2006年10月(都道府県条例)に創設されましたが、まだまだ世の中に「こども園」の存在は浸透していないようです。

◆**保育園**(厚生労働省管轄)は、保護者の就労や家庭の状況などにより、保育を必要とする事由に該当する家庭のみが利用できる園です。入園を希望する際は、お住いの市町村から2号(3歳～5歳)・もしくは3号(0歳～2歳)の「保育認定」を受ける必要があり、就労がフルタイムかパートタイムによって最長時間が変わります。長期休暇がないために、保護者の仕事や介護などに影響が出にくい点が大きなメリットです。

◆**幼稚園**(文部科学省管轄)は、保護者の就労や家庭の状況に関わらず、満3歳から子どもを預けられます。こちらは保育認定を受ける必要はありません。幼稚園では夏休み・冬休み・春休みの長期休暇があるため、働く保護者はその間、子どもをみてもらえる場所を探す必要があります。

◎**認定こども園**(内閣府管轄)は、幼稚園と保育園の両方の良さを併せもった教育・保育を一体的に行う施設です。すべての子どもを預けることができる園です。認定こども園には「幼保連携型・幼稚園型・保育所型・地方裁量型」の4つのタイプがあります。「わくわく園」は幼保連携型です。仕事を辞めたときなどは保育園を退園しなくてはいいませんが、認定こども園へ通っている場合は、そのまま同じ園へ通い続けることができます。

保育園は保育施設、幼稚園は教育施設です。保育園の先生は「保育士」、幼稚園は「教諭」です。こども園は「保育教諭」といいます。こども園は、子どもを預けるだけの施設ではなく、小学校就学前の教育をする場でもあります。

*関係機関への「こども園だより」は、4号まとめて紙(A3版)で配布します。

・・・5月1日(月)から12日(金)までの予定・・・

- 1日(月) 伊田新町長さんの就任のあいさつがあります。
- 2日(火) 特に何もありません。 9日(火) 発達支援事業 きらりケース会議
- 3日(水) 祝「憲法記念日」 10日(水) リズム遊び(3～5歳児)
- 4日(木) 祝「みどりの日」、 11日(木) 農園の種まき 雨が降ったらお集まり会
- 5日(金) 祝「こどもの日」 12日(金) わくわく English(4・5歳児)
- 6日(土) 保育はありません。 9:00～10:50
- 8日(月) 特に何もありません

こども園は、大型連休にはなりません。暦通りのお休みです。